

半田市緊急通報体制整備事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ひとり暮らしの高齢者等の急病又は災害時における迅速かつ適切な通報（以下「緊急通報」という。）体制を設けることにより、高齢者等が在宅にて安心して生活できる環境を整備することを目的とする。

(対象者)

第2条 対象者は、本市に住所を有し居住する次の各号のいずれかに該当する高齢者等で、急病時や災害時における対処ができないと認められる者とする。

- (1) 65歳以上のひとり暮らしの者
- (2) 世帯全員が65歳以上の世帯に属する者
- (3) 身体障がい者のみの世帯に属する者
- (4) 前号に準ずる世帯に属する身体障がい者

(事業の実施)

第3条 この事業は、半田市が対象者に緊急通報に必要な装置本体及び発信機（以下「装置」という。）を貸与し、半田市と緊急通報体制を整備し運営するサービス（以下「緊急通報サービス」という。）事業の実施について委託契約をした者（以下「サービス事業者」という。）が次に掲げる事項を行うことにより実施するものとする。

- (1) 緊急通報システムによる24時間体制の監視サービス
- (2) 月1回以上の利用者の安否及び身体状況等を把握するお伺い電話
- (3) 装置の設置及びメンテナンス並びに取扱い等に関する説明

(緊急通報サービスの内容)

第4条 この事業における緊急通報サービスは、対象者が居宅にて緊急の状態となったときに、装置の緊急ボタンを押すことにより、通報を受けたサービス事業者が、親族、協力員及び消防署等への通報を行うことにより実施するものとする。

(利用の申請)

第5条 緊急通報サービスを受けようとする対象者又は対象者に関わる親族あるいは介護支援専門員等（以下「申請者」という。）は、半田市緊急通報体制整備事業利用申請書（様式第1）により市長に申請するものとする。

2 前項の申請があった場合、市長は対象者の生活状況等を把握するため訪問調査を行うものとする。

(決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、速やかに実態を調査し、その必要性を検討したうえでサービス利用の可否を決定し、半田市緊急通報体制整備事業利用決定(却下) 通知書(様式第2)により申請者に通知するものとする。

(利用料)

第7条 この事業の利用料は、無料とする。ただし、前条の規定により貸与の決定を受けた対象者(以下「利用者」という。)のうち、市民税課税世帯に属する者の場合は、装置を貸与する際にかかる費用は別に定める額とし、市の委託する業者へ利用者が直接支払うものとする。

(利用上の注意)

第8条 利用者は、貸し出された装置を管理者として責任を持って管理するものとし、これを他の目的に使用し、転貸し、改良し、又は担保に供してはならない。

2 利用者は、装置の全部又は一部をき損又は滅失したときは、直ちに市長にその状況を報告し、その指示に従わなければならない。

(利用の中止)

第9条 利用者は、次の各号のいずれかに該当することになったときは、直ちにサービスの利用を中止し、装置を返還しなければならない。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 第2条に規定する対象者でなくなったとき。
- (3) その他特に市長が不相当と認めたとき。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

様式第1（第5条関係）

半田市緊急通報体制整備事業利用申請書

年 月 日

半田市長様

私は、次のとおり半田市緊急通報体制整備事業の利用を申請します。

申請者	氏名				
	電話番号		利用者との続柄		
対象者	氏名		男・女	生年月日	年 月 日
	住所	〒 ー 半田市		電話番号	

私の住民登録状況、市税等納税状況、介護保険の認定に係る調査内容、各種障がい手帳の取得状況等について確認すること及び市が申請時等において取得した個人情報について、関係機関等に提供することに同意します。

関係機関等 半田市包括支援センター、介護サービス提供事業所、半田市障がい者相談支援センター、医療機関、行政機関、その他関係機関

年 月 日



受付印

対象者氏名

半田市緊急通報装置貸与決定（却下）通知書

年 月 日

申 請 者

様

半田市長

年 月 日付けで申請のありました緊急通報装置の貸与については、下記のとおり決定したので通知します。

1. 決定

対象者氏名	
決定日	年 月 日
貸与する機器	緊急通報装置本体及び発信機 (型式 号)
貸与に係る 注意点	<ol style="list-style-type: none">1 当設置機器は半田市から貸与するものです。機器を、その目的に反して利用し、譲渡し、貸し付け又は担保に供したりすることは禁じられています。2 機器の一部又は全部をき損し又は滅失した場合には、直ちにその状況を市に報告し、指示に従ってください。3 機器を必要としなくなったときは、速やかに市に返却してください。

2. 却下 却下理由：